



令和3年3月25日
内閣府（防災担当）

集客施設等における噴火時等の避難確保計画作成の手引き等の改定について

平成27年の活動火山対策特別措置法の改正を踏まえて、内閣府では平成28年3月に「集客施設等における噴火時等の避難確保計画作成の手引き（以下「手引き」という。）」を作成し、公表しました。

今年度、避難確保計画の作成支援を実施した6施設の取組事例を踏まえ、「集客施設等における噴火時等の避難確保計画作成の手引き」及び「避難確保計画作成の解説資料」を改定しましたので、お知らせいたします。

1 公表資料

集客施設等における噴火時等の避難確保計画作成の手引き
及び避難確保計画作成の解説資料

2 公表場所

「内閣府防災情報のページ」にて公表

<http://www.bousai.go.jp/kazan/tebikisakusei/index.html>

<本件問合せ先>

内閣府政策統括官（防災担当）付

参事官（調査・企画担当）付

参事官補佐 吉松 雅行

主 査 鎌田 林太郎

天笠 雅章

電話：03-3501-5693

FAX：03-3501-6820